

## 1. 目的

本指針は、身体拘束の廃止に向けての検討並びに身体拘束による弊害の的確な認識、身体拘束を行わないためのサービス提供にあたって必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とする。

## 2. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一次的なものであること。

## 3. 組織体制

### (1) 身体拘束廃止取組委員会の設置

本医院内における身体拘束廃止取組を総合的に企画、実施するために、身体拘束廃止取組委員会を設置する。身体拘束廃止取組委員会名簿（別添1）

### (2) 身体拘束廃止取組委員会の構成

- ① 院長
- ② 部長
- ③ 事務主任
- ④ 看護師長
- ⑤ 看護副主任

- ⑥ 介護支援専門員
- ⑦ 身体拘束廃止推進者
- (3) 身体拘束廃止取組委員会の任務
  - ① 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導及び施設従事者その他関係者への意識啓発
- (4) 身体拘束廃止取組委員会の運営
  - ① 二か月に1回定期開催する。
  - ② 必要時は随時開催する。
  - ③ 委員会開催後、速やかに議事の概要を作成し、2年間これを保管する。

#### 4. 身体拘束廃止に向けての基本方針

- (1) 身体拘束の原則禁止
  - 身体拘束及びその他の行動制限は原則禁止であり、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たさないものはすべて虐待として捉える。
- (2) 日常ケアにおける留意事項
  - 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
    - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の尊重に努める。
    - ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
    - ③ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をとる。
    - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
    - ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止取組委員会において検討する。
    - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。
- (3) やむを得ず身体拘束を行う場合
  - 本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、安全対策の面からも十分な検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、現在必要な状態かどうかを適切な時期に見直すなど、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

#### 5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

- (1) 目的
  - ① 身体拘束廃止に関する意識啓発
  - ② 身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行
- (2) 内容
  - ① 定期的な教育・研修の実施
  - ② 新任従業者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
  - ③ その他必要な教育・研修の実施

## 6. 身体拘束廃止のためのマニュアル等の作成

本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを図るよう努める。マニュアル等は、作成、改変の都度、全ての職員に周知する。

- (1) 身体拘束廃止取組マニュアル
- (2) 身体拘束廃止に向けた改善計画
- (3) 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書
- (4) 身体拘束改善計画
- (5) 身体拘束改善状況

## 7. その他

### (1) 記録の保管

身体拘束廃止取組委員会の審議内容等、施設内における身体拘束廃止に関する諸記録は2年間保管する。

### (2) 指針等の見直し

本指針及び身体拘束廃止に関するマニュアル類等は、身体拘束廃止取組委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附則) この指針は、令和6年4月1日から施行する。